

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

TISインテックグループ健康保険組合(以下「当組合」という)において、個人情報を特定の者と共同利用する事業は以下のとおりです。これらの事業について、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 健康保険組合連合会と共同で実施する高額医療交付金交付事業

健康保険法附則第2条に基づく事業として、当組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものです。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

(1) 共同利用する個人データ項目

「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

(2) 共同利用する者の範囲

【当組合】

給付グループ職員

【健康保険組合連合会】

高額医療グループ職員

業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部
及び協力会社

(3) 共同利用する者の利用目的

【当組合】

高額医療費に対する交付金を受けるため

【健康保険組合連合会】

申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うため

1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とする

(4) 個人データ管理責任者

【当組合】

常務理事

【健康保険組合連合会】

組合支援事業部長

2. 事業所と共同で実施する健康診査結果に基づく事後フォロー事業

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であることから、事業所とともに、健康診査結果に基づく事後フォロー事業（健診結果に基づく事後指導、高リスク者への受診勧奨）を共同で実施しています。

(1) 共同利用する個人データ項目

健康診査結果：健診結果。標準的な質問票の回答等

特定保健指導のデータ：対象者名簿、受診者名簿（氏名、支援レベル等）等

高リスク者のデータ：対象者名簿、医療機関の受診状況等

(2) 共同利用する者の範囲

【当組合】

健康診査・疾病予防担当職員

【事業所】

各構成事業所の人事・労務担当者（自事業所の情報のみ）

(3) 共同利用する者の利用目的

【当組合】

健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めるため

【事業所】

労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため

労働者が健康な日常生活を送れるように、当健保とともに、健康の保持・増進に努めるため

(4) 個人データ管理責任者

【当組合】 常務理事

【事業所】 各構成事業所